

医労連速報 '14春闘

2014年2月21日 No13

東京都台東区入谷 1-9-5 日本医労連 tel 03-3875-5871

全国一律最低 1,000 円以上を 求め、署名運動に取り組もう



最賃制度は私たちの運動で引き上げが可能

昨年²⁰¹³は全国平均+15 円（月換算 2400 円相当）を実現

2014 春闘では 4 万円賃上げ要求とともに、最低賃金引き上げの運動を取り組みましょう。昨年は、運動の成果で 3 年ぶりに 2 ケタ引き上げが実現しました。中央最賃審議会が出した各県への最賃引き上げ額の目安は、全国平均+15 円（A ランク+19 円、B ランク+12 円、C・D ランク+10 円）でしたが、各県内の署名などの運動の広がりの中、目安を超える最賃額が続出しました。最賃引き上げは、職場のパート等非正規労働者の時間給引き上げに影響し、要求を前進させています。今年は、いっそう運動を強め大幅な最賃引き上げを求めましょう（添付資料参照）

最低賃金制度とは

- 最低賃金法にもとづいて、各県ごとに地域別最低賃金が定められ、この金額以下で働かせられない定めになっています。
- 最賃金額は、毎年、厚生労働省中央最低賃金審議会が、引き上げの「目安額」を概ね 8 月上旬に各県に提示し、各県の最低賃金審議会で審議の上、時間給の金額が決定されます。そのため、中央最賃審議会への運動と、特に各県内の運動の大きさが時間給を決定づけることとなります。わたしたちの運動が重要です

4万円賃上げとセットで 時間給200円アップを要求しよう

「同一ライセンス・同一労働」なら同一賃金は当然！時間給 200 円アップで、少なくとも初任給（時間給換算）まで引き上げよう

日本医労連「賃金・労働時間等実態調査（2014 年度版、150 組合）」で各職種の時間給に対する年齢別ポイント賃金（初任給、35 歳、50 歳）をみると、例えば「看護師」では約半数の組合がすでに初任給（時間換算）に到達しています。残り半数の組合も時間給 200 円の獲得ができれば到達します。国家ライセンスを中心にした同一資格、同一労働にもかかわらず、賃金が初任給以下では、安く使えて経営者に都合のよい非正規労働者が増えるばかり

です。最低賃金の引き上げは、診療報酬引き上げに連動する重要な運動です。しっかり「同一労働・同一賃金」・時間給 200 円以上を要求し、実現させましょう！！